

## 山鹿市条例第36号

山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成17年山鹿市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年山鹿市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第5条第2項ただし書の規定及び第3条の規定による改正後の山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）第4条ただし書の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の議員報酬等条例又は改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例又は第3条の規定による改正前の山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬等条例又は改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。